# 株式交換に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同第 801 条第 3 項第 3 号

及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

2026 年 10 月 30 日

株式会社ストライダーズ

2026 年 10 月 30 日

# 株式交換に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同第 801 条第 3 項第 3 号

及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

東京都中央区日本橋室町四丁目 6 番 2 号
株式会社ストライダーズ
代表取締役 早川　良太郎

株式会社ストライダーズ（以下「当社」といいます。）及び株式会社 block party（以下「block party」といい、当社と block party を総称して、以下「両社」といいます。）は、2026 年 9 月 30 日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、block party を株式交換完全子会社とし、2026 年 10 月 30 日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

１．株式交換の効力が生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 10 月 30 日

２．株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（１）差止請求手続きについて（会社法第 784 条の 2）

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、株式交換完全子会社に対して本株式交換の差止請求を行った株主はいませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

会社法第 785 条の規定に従い、株式交換完全子会社に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

（３）新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

株式交換完全子会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

（４）債権者異議手続について（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

３．株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

（１）差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求は認められておりません。

（２）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

当社は、2026 年 9 月 30 日付で、本株式交換について株主に対する公告を行いました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、株式買取請求権は認められておりません。

（３）債権者異議手続について（会社法第 799 条）

本株式交換において、block party の株主に交付する対価は当社の普通株式のみであるため、会社法第 799 条第 1 項第 3 号に規定する債権者異議手続について、該当事項はありません。

４．株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

block party 普通株式　36 株

５．その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

（１）株式交換完全親会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した株式交換完全親会社の株主はいませんでした。

（２）株式交換完全子会社は、2026 年 9 月 30 日付で、会社法第 319 条第 1 項の規定に基づく株主全員の書面による同意を得て、株主総会の決議を省略する方法により、本株式交換契約の承認を得ました。

（３）当社は、本株式交換に際し、block party の普通株式 1 株につき当社の普通株式 16,600 株の割合をもって割当交付いたしました。これにより当社が交付した普通株式の総数は 597,600 株です。なお、交付した株式の全てについて当社が保有する自己株式を充当しており、新株式の発行は行っておりません。

（４）本株式交換により増加した株式交換完全親会社の資本金及び準備金は以下のとおりです。

１．資本金の額　：0 円
２．資本準備金の額　：0 円
３．利益準備金の額　：0 円

以上